

# 令和6年度 横浜市職員採用選考 (向陽学園寮長・寮母) 受験案内

令和6年11月  
横浜市こども青少年局

【申込受付期間】

●郵送のみ●

令和6年11月6日(水) ~ 11月22日(金) 消印有効

## 1 採用予定人員及び職務概要

採用予定人員	職務概要
2名(夫婦1組)	<p>職員が児童と起居をともにし、家庭的な人間関係を基盤に、毎日の学園生活の中で基本的な生活習慣の再教育(育ち直し)及び児童それぞれの抱える問題・課題の改善・解決のための支援・指導を行います。また、退所後のアフターケアも行います。</p> <p>&lt;そのほか児童との生活に付随する業務内容&gt;</p> <p>学園及び小・中学校分校行事への参画、分校休校日の園内農作業・園芸作業や娯楽活動での児童処遇対応、学園内連絡調整(児童の支援方針検討、寮間調整、小・中学校分校等の児童状況確認等)、児童相談所との連絡調整(入所調整、ケースカンファレンス、児童相談所通所、退園調整等)、保護者との連絡調整、通院同行・主治医等の面談、進路先高校の受験対応、給食会議への参画、日常生活用品購入・管理、児童名義金銭管理 等</p>

## 2 受験資格

- ◆ 選考の途中で受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の選考は受験できません。この場合、受験を無効とさせていただきます。
  - ◆ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。
  - ◆ 採用予定人員は2名（夫婦1組）です。夫婦ともに次の（1）（2）を満たす必要があります。
- （1）令和7年4月1日時点で61歳未満の者（昭和39年4月2日以降に出生した人）
- （2）横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条及び第105条に該当する者

次のいずれかに該当する者

- ① 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- ④ 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は当該大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウにまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- ⑤ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウにまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- ⑥ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウにまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- ⑦ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウにまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- ⑧ 教育職員免許法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの
- ⑨ 保育士の資格を有する者
- ⑩ 3年以上児童自立支援事業に従事した者

※資格取得・卒業見込みを含みます。

【前条第1項第4号アからウについて】

- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

【職務経験について】

「〇年以上～従事したもの」とは、休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を必要年数継続していることを要します。

◆次の（１）（２）に該当する人は受験できません。

（１） 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の欠落条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

（欠落条項）

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２） 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

**受験資格にかかる経験年数については、必ず次ページで確認してください。**

## ～ 受験資格にかかる経験年数について ～

# 記入する前に必ず確認してください！

受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の選考は受験できません。最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合、合格を取り消します。

10 ページの「よくある質問」もあわせて確認してください。それ以外の不明な点は、こども青少年局総務課に問い合わせください。

### 【受験資格算入期間・・・令和6年10月31日まで】

#### 【年数計算の方法】

- ・年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。  
 (例) H30. 2. 1～R4. 1. 31→→4年     R1. 9. 7～R4. 9. 6→→3年
- ・月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。  
 (例) H27. 4. 16～R3. 3. 15→→5年11月  
 ※ 起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。  
 (例) H29. 7. 31～R3. 2. 28→→3年7月
- ・勤務を終了した月において、応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。  
 (例) H23. 10. 30～H27. 5. 23…3年6月+24日→→3年6月  
 H22. 8. 2～H27. 5. 31…4年9月+30日→→4年10月

- ・連続した1月以上の無給の休業期間（産前産後の休業及び育児・介護休業を除く）は、職務経験に含むことはできません。休業期間がある場合は、期間が分かるように記載してください。（下記、選考申込書記入例参照）ただし、同じ勤務先において、休業期間前後の勤務は継続するものとします。
- ・出向等の期間がある場合、出向期間及び出向先が分かるように記載してください。

### 【選考申込書記入例】

勤務期間	勤務年数	受験資格 該当年数	勤務先など	職務内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
H 27年5月7日から R 2年2月6日まで	4年9月	4年9月	〇〇学園 (H28. 4. 1～H29. 3. 31 育児休業取得)	児童生活支援、自立支援	正規職員
R2年4月1日から R4年1月31日まで	1年10月	0年0月	〇〇市立〇〇学校	学年担任	正規職員

### 【育児・介護休業と産前産後の休業の取扱いについて】

#### 〈育児・介護休業〉

- ・育児・介護休業を取得した期間がある場合は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、職務経験に含めることができます。  
 なお、休業期間がある場合は、必ず選考申込書の記入欄に記入してください。

#### 〈産前産後の休業〉

- ・産前産後の休業期間は、継続して勤務・活動している期間を職務経験に含めることができます。  
 ※ 産前産後の休業とは、労働基準法第65条に基づくものをいいます。

### 3 選考の内容及びスケジュール

- ・選考日時の変更は受け付けることができません。
- ・合否についての電話による問合せは一切お断りします。こども青少年局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

日時	内容
令和6年11月6日（水）～ 11月22日（金）消印有効	申込期間（必要書類：選考申込書、資格証明書等の写し、通常ハガキ）
11月29日（金）	受験票の発送
12月16日（月）	<b>【面接】</b> 集合時間や会場の詳細は受験票に記載しますので、ご確認の上、必ずご持参ください。 <u>※12月17日（火）を選考予備日とします。左記日程での受験が困難な場合は、選考申込書署名欄にチェックをしたうえで受験申込をしてください。それ以降の変更は受け付けません。</u>
12月25日（水） 午前10時（予定）	最終合格発表

### 4 選考結果について

- ◆ 受験した方には、合否にかかわらず選考の結果を通知に記載して送付します。
  - （1） 不合格者には、不合格通知に当該選考の総合順位、選考得点及び合格点を記載して送付します。
  - （2） 最終合格者には、合格通知に当該選考の総合順位及び選考得点を記載して送付します。
- ◆ 通知は、合格発表日に発送します。
- ◆ 適任の者がいない場合には、採用者無しとなる可能性があります。

合格発表場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・こども青少年局ホームページに1週間掲載します。 (受験案内末ページURL参照)</li><li><u>※ 通知書が郵便事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、合否は必ずホームページで確認してください。</u></li></ul>
--------	---

## 5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後に受験資格がないこと（職務経験の証明ができない場合を含む。）、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- (3) 採用の時期は、原則として令和7年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (4) 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用されない場合があります。
- (5) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (6) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。  
※横浜市的一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの三つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身につける職員）として採用されます。
- (7) 職員の定年年齢は、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」により、61歳に到達した年度の年度末と定められています。（令和6年4月現在）  
※定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。

## 6 給与

給与月額例（地域手当を含む。）	
・22歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として児童福祉施設における職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合	→283,736円
・22歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として児童福祉施設における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合	→327,816円

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

令和6年10月現在の初任給の目安は上表のとおりです。なお、個々の採用前の職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は341,736円（地域手当を含む）となります。

このほか宿直手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

## 7 勤務時間及び休暇等

(1) 勤務時間（どちらかの寮を担当します。入所児童の状況等により担当を変更する場合があります。）

学齢児寮	中卒児寮
① 午前7時から午前10時45分まで及び午後3時から午後8時まで	① 午前5時30分から午前9時15分まで及び午後5時から午後10時まで
② 午後7時から午前10時45分まで及び午後4時から午後9時まで	② 午前5時30分から午後2時15分まで
③ 午前7時から午後3時45分まで	③ 午後0時15分から午後9時まで
④ 午後0時15分から午後9時まで 宿直 午後9時から午前7時	宿直① 午後9時から午前5時30分 宿直② 午後10時から午前5時30分

※向陽学園（横浜市保土ヶ谷区新井町580）施設内に存する寮にて住み込みとなります。

(2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出生支援休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

(3) 受動喫煙防止対策等 横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

※ 上記内容は、令和6年10月現在のものであり、変更になる場合があります。

## 8 その他

(1) この選考において提出された書類は、一切返却しません。

(2) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

(3) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず12月9日（月）午後5時までに電話・FAX等で相談してください。

(4) 集合時間は厳守してください。ただし、公共交通機関の不通・遅れによる場合は、集合時間までに、受験票に記載の当日連絡先に連絡してください。

(5) 携帯電話等の通信機器を選考時間中に発着信又は操作することは禁止します。携帯電話の電源は必ず切ってください（時計としての使用も不可。）。スマートウォッチも使用できません。

(6) 選考会場への自家用車・バイク・自転車等の乗り入れはできません。

(7) 選考会場内は全て禁煙です。

(8) 会場内の室温の調整には留意しますが、空調の体感温度には個人差がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。

(9) 会場内には時計がありません。時計は必要に応じて各自で持参してください。

(10) 台風・地震など非常時のお知らせ等、選考当日の注意事項がある場合には、こども青少年局ホームページにてお知らせしますので、御確認ください。（受験案内末頁URL参照）

## 9 申込方法 申込みは郵送（簡易書留）で行ってください。

※ 複数の申込みはできません。複数の申込みの場合、最初に到達したもの以外は無効とします。  
 ※ 申込書等の直接持ち込みはできません。

申込方法	郵送	<p>◆受付期間 令和6年11月6日（水）～11月22日（金）消印有効</p> <p>※封筒の表に「向陽学園寮長寮母選考申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留で次のあて先に送付してください。簡易書留郵便によらない場合の事故については、一切の責任を負いません。</p> <p>◆あて先 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市こども青少年局総務課職員係</p>
提出書類	<p>1 必要事項を記入した選考申込書</p> <p>2 資格証明書等の写し 裏面に書換の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。</p> <p>3 110円分の切手 受験票の送付に使用します。</p>	
受験票の交付	<p>受験票は、提出された書類により受験資格を審査した後、本人あてに郵送します。なお、<b>令和6年12月6日（金）までに受験票が届かない場合には、12月9日（月）午後5時までに</b>、こども青少年局総務課職員係まで連絡してください。</p> <p>受験票には、最近6か月以内に撮影した、鮮明な写真1枚（縦4cm×横3cm程度、上半身、正面向き、脱帽、カラー・白黒いずれも可、裏面に氏名を記入）を貼って、面接選考当日に持参してください。</p>	

### ◆選考申込書

必要事項を記載した選考申込書を同封してください。ダウンロードした選考申込書を使用する場合は、表・裏合わせて1枚となるように、両面印刷をしてください。

### ◆資格証明書の写し

受験資格に該当する資格証明書の写しを同封してください。  
裏面に書換の記載がある場合は、裏面の写しも同封してください。

### ◆切手

110円分の切手を同封してください。

申込書が折らずに入る大きさ（角型2号）の封筒に入れてください。

郵便局で必ず、「簡易書留」で郵送してください。

赤字で記入

切手	231-0005	の 10	横浜市中区本町6丁目50番地
簡易書留	向陽学園寮長寮母選考申込書在中	総務課職員係 行	横浜市こども青少年局

御自分の住所	御自分の名前
--------	--------



## 【申し込みあたっての注意点】

### (1) 申込書の記載方法について

選考申込書は面接の参考資料になります。記載にあたっては、以下の注意事項をよく読んでください。  
記載はパソコンによる入力か手書きのいずれかの方法で行ってください。  
パソコンでの印刷時には必ず両面印刷を行い、選考申込書が表裏1枚となるようにしてください。

#### ① 各欄について

- 氏 名：氏名・フリガナを記載してください。
- 年 齢：令和7年4月1日現在の年齢を記載してください。
- 住 所：現住所を記載してください（各種通知の送付先になります。）。
- 連 絡 先：連絡先を記載してください。
- 学 歴：直近2つの学歴を記載してください。
- これまでの職務経歴：古いものが上になるように記載してください。  
受験資格に該当する職務経歴は必ず記載してください。  
全ての職歴を記載できない場合は、受験資格に該当する職務経歴を優先して記載してください。
- 資 格 ・ 免 許：主な資格・免許等について記載してください。  
受験資格に該当する免許は必ず記載してください。
- 志 望 理 由：具体的に記載してください（200文字程度）。
- 職 務 経 験：具体的に記載してください（200文字程度）。
- 本市への貢献について：具体的に記載してください（200文字程度）。
- セールスポイント：簡潔に記載してください（複数可）。
- 改善したいところ：簡潔に記載してください（複数可）。
- 自己啓発活動：簡潔に記載してください（複数可）。
- 趣味・特技：簡潔に記載してください（複数可）。

- ② 選考申込書提出後の記載内容の変更は認めません。受験資格等の項目で確認が必要であると判断した場合は、こちらから連絡します。

### (2) 受験資格と提出必要書類

**2ページの受験資格をご確認いただき、以下の書類を添付の上、申し込みください。**

2ページ 受験資格	提出必要書類
①	医師免許、精神保健に関する学識経験を有することを証明できる卒業証明書等
②	社会福祉士資格
③～⑦	卒業証明書、職歴証明書*
⑧	教職員免許、職歴証明書*
⑨	保育士資格
⑩	職歴証明書*

※ 職歴証明書については、合格発表後にご提出いただくため、応募時点での添付は不要です。

## よくある質問

	Q	A
申込みについて	インターネットでも申込みはできますか。	インターネットでの申込みはできません。必ず郵送(簡易書留)で申込手続を行ってください。
	契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いは。	例えば6か月ごとの雇用契約であった場合、同じ施設等に継続して3年以上勤務していれば、経験年数としてカウントできます。ただし、契約更新までに期間が空くなど継続していない場合は、同じ施設等に勤務していても通算できません。
	同じ施設等で、雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の経験年数の取扱いは。	週30時間以上の勤務であって、同じ施設等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
	受験資格に該当する勤務先等が倒産しているのですが、受験できますか。	受験資格を満たしていれば受験は可能ですが、職歴の証明のために、最終合格後に雇用期間と一週間の勤務時間が分かる書類が必要になります。提出が必要な書類については必ずこども青少年局総務課にお問い合わせください。
	出向により、別の施設等に勤務した期間は通算できますか。	職歴証明書により、元の施設等に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の施設等での職務経験として通算できます。
	施設名が変更(合併等も含む)になったが、継続して通算できますか。	施設名が変更されても、その施設等が元は同一であることと、本人がその施設等に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。
選考について	受験に際して、居住地、出身校、性別、職歴、本市以外の転職活動状況(併願状況)などによる有利・不利はありますか。	採用選考の可否は選考の結果のみで決定しており、そのようなことは一切ありません。
	障害がありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか。	身体に障害等があり、選考当日に車いすを使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず12月9日(月)午後5時までに電話等で相談してください。
	面接の日時を変更することはできますか。	日時を変更することはできません。指定された日時に受験してください。
合格後について	職歴証明書を提出できない場合はどうなりますか。	最終合格後に職歴証明書を提出できない場合は、合格を取り消します。提出する職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、勤務期間、休憩時間を除いた1週間の勤務時間(活動内容)などの記載が必要です。

受験手続その他採用選考に関するお問合せは・・・

## 横浜市こども青少年局総務課職員係

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所本庁舎13階  
TEL 045 (671) 4268 FAX 045 (663) 8061

本採用選考の最新情報は、こども青少年局ホームページで検索！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/2024kouyou.html>



### 〔横浜市庁舎周辺図〕

#### 横浜市庁舎

- みなとみらい線「馬車道」駅下車、1c出入口直結
- JR「桜木町」駅下車、「新南口（市役所口、交通系ICカード専用改札）から約200m、徒歩約3分
- 市営地下鉄「桜木町」駅下車「1口」から約200m、徒歩約3分

